

EU－アルゼンチン産バイオディーゼルに対する AD 措置に係るパネル報告及び上級委報告  
(DS473)

第1 経緯

- 2012年8月29日 アルゼンチン産バイオディーゼル(以下「本被調査産品」)に対する EU に  
よる AD 調査(以下「本 AD 調査」)の開始
- 2013年5月29日 仮決定に基づく暫定措置の賦課開始
- 2013年11月27日 最終決定に基づく AD 措置の賦課開始
- 2013年12月19日 アルゼンチンによる協議要請
- 2014年3月13日 アルゼンチンによるパネル設置要請
- 2014年4月25日 パネル設置
- 2016年3月29日 パネル報告発出
- 2016年10月6日 上級委報告発出
- 第三国参加国： オーストラリア、中国、マレーシア、ノルウェイ、ロシア、サウジアラビ  
ア、トルコ、米国、コロンビア、インドネシア及びメキシコ

第2 概要

本案件は、本 AD 調査の AD 協定適合性が争われた案件であり、主に以下の判断がなされた点において注目に値する：

① 原産国内における原材料価格が歪められている場合において、コストの計算上、代替価格として当該原材料の国際価格を適用することについて、応訴企業の記録に基づいてコストを計算しなければならない原則の例外適用が認められないので、AD 協定第 2.2.1.1 条に不整合であること；

上記①の国際価格の適用について、原産国のコストを用いなかったため、AD 協定第 2.2 条に不整合であること；

② 損害認定に関して、応訴企業が信頼性を争っているにもかかわらず国内産業が提出し、何度も修正した生産能力のデータを、十分に確認せずに採用したことが AD 協定第 3.1 条及び第

3.4条に不整合であること；

③ 事実関係上、信頼できない生産能力に損害認定が依拠していないと認められるので、左記②の不整合にかかわらず、損害及び因果関係の認定はAD協定第3.1条及び第3.4条に不整合ではないこと；並びに

④ アルゼンチンがas suchで争ったEUの基本規則(Basic Regulation)第2条第(5)項第2パラグラフ(以下「本第2パラ」)<sup>1</sup>は、AD協定不整合の取り扱いを要求するものではなく、当局がWTOと整合的に取り扱うことを実質的に妨げるものでもないので、as such不整合は認められないこと。

### 第3 主な論点

本案件で判断された主な論点は、以下のとおりである：

1. 本第2パラのAD協定第2.2条、第2.2.1.1条、第18.4条及びGATT 1994第VI:4条とのAs such整合性(パネル及び上級委)；<sup>2</sup>
2. EU当局が、原産国内における原材料価格が歪められているとして、構成価額におけるコスト計算上、代替価格として当該原材料の国際価格を適用したことが、応訴企業のコストの記録を採用しなかった点において、AD協定第2.2.1.1条、第2.2条及びGATT 1994第VI:1(b)(ii)条に整合するか否か(パネル及び上級委)；<sup>3</sup>
3. 上記2の国際価格の適用が、原産国の生産コストを採用しなかった点において、AD協定第2.2条及びGATT 1994第VI:1(b)(ii)に整合するか否か(パネル及び上級委)；<sup>4</sup>
4. 上記2の原材料の国際価格(FOBベース)を用いて計算された正常価額と、実際の原材料の価格を反映する輸出価格を比較することのAD協定第2.4条との整合性(パネル及び上級委)；<sup>5</sup>
5. 構成価額における利益の計算において、本案件で15%と定めたことのAD協定第2.2条及び第2.2.2条(iii)との整合性(パネルのみ)；<sup>6</sup>
6. AD協定第2条に不整合の方式にて計算されたAD税を課すことのAD協定第9.3条及びGATT第VI:2条との整合性(パネル及び上級委)；<sup>7</sup>

---

<sup>1</sup> 本第2パラの全文：If costs associated with the production and sale of the product under investigation are not reasonably reflected in the records of the party concerned, they shall be adjusted or established on the basis of the costs of other producers or exporters in the same country or, where such information is not available or cannot be used, on any other reasonable basis, including information from other representative markets.

<sup>2</sup> パネル報告7.3及び上級委報告6.2

<sup>3</sup> パネル報告7.4.1.4及び上級委報告6.1.1.1

<sup>4</sup> パネル報告7.4.1.5及び上級委報告6.1.1.2

<sup>5</sup> パネル報告7.4.2及び上級委報告6.1.1.3

<sup>6</sup> パネル報告7.4.3

<sup>7</sup> パネル報告7.4.4及び上級委報告6.1.2

7. 損害認定に関して、応訴企業が信頼性を争っているにもかかわらず国内産業が提出し、何度も修正した生産能力のデータを、十分に確認せずに採用したことの AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条との整合性(パネルのみ)<sup>8</sup>

8. EU 当局の本案件における損害の非帰責要因の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条の整合性(パネル及び上級委)<sup>9</sup>

#### 第 4 パネル及び上級委の判断

1. 本第 2 パラの AD 協定第 2.2 条、第 2.2.1.1 条、第 18.4 条及び GATT 1994 第 VI:4 条との As such 整合性(パネル及び上級委)

##### 1-1. アルゼンチンの主張

本第 2 パラは、EU 当局をして、輸出者のコストが規制又はその他の申し立てられている歪みによって異常に、又は作為的に低い場合において、同じ国の他の応訴企業又はその他の市場における情報を含む合理的方法によってコストの調整をすることを要求するものであり、AD 協定第 2.2 条、第 2.2.1.1 条、第 18.4 条及び GATT 1994 第 VI:4 条と整合しない。

##### 1-2. パネルの判断

###### (1) 判断基準

・ As such 違反に対して最初の立証責任を負うのは申立国である(パネル報告 7.120)

・ パネルは、as such 違反の対象となる法令の解釈に際して、法令の文言のみならず、一貫した運用状況を含む全ての関連する要素に対して全体的な分析(holistic assessment)をしなければならない(パネル報告 7.122)。

###### (2) 事実のあてはめ

・ 本第 2 パラは、第 1 パラによって生産者のコストの記録が被調査産品のコストを合理的に反映しないと判断された後に、その調整方法について EU 当局に選択肢を与えるものであり、法令の文言及びその他の要素においても、異常に、又は作為的に低い場合にコストの調整を要求するものではない(パネル報告 7.131～7.134)。

---

<sup>8</sup> パネル報告 7.4.5

<sup>9</sup> パネル報告 7.4.6 及び上級委報告 6.1.3

・アルゼンチンが提出した EU 当局の過去の決定内容及び過去の裁判例も、本第 2 パラがコスト調整を要求するものであると立証していないので、上記の結論に影響を与えない(パネル報告 7.148 及び 7.152)。

・本第 2 パラは、その他の市場の「情報」に基づいて(被調査国における)コストを決定及び調整することを認めるという、情報源を定める規定に過ぎず、その他の市場のコストをそのまま採用することを要求するものではない(パネル報告 7.160)。

(3) 結論

アルゼンチンは、本第 2 パラの AD 協定第 2.2 条、第 2.2.1.1 条、第 18.4 条及び GATT 1994 第 VI:4 条との As such 不整合を立証していない(パネル報告 7.153、7.174 及び 7.175)。

1-3. 上級委の判断

(1) 判断基準

・ある法令が as such 違反となるためには、当該法令が政府機関をして WTO 協定に違反する行為を強制し、又は、調査当局が WTO 協定に整合する決定をするために裁量を行使することを重要な方法において制限することが立証されなければならない(上級委報告 6.228)<sup>10</sup>。

(2) 事実のあてはめ

・パネルの認定のとおり、本第 2 パラは、第 1 パラによって生産者のコストの記録が被調査産品のコストを合理的に反映しないと判断された後に、その調整方法について EU 当局に選択肢を与えるものと解釈される(上級委報告 6.173)。

・本第 2 パラは、EU 調査当局が、その他の市場のコストの情報に基づいて、原産国のコストを決定することを妨げるものではない(上級委報告 6.281)。

(3) 結論

・アルゼンチンは本第 2 パラの AD 協定第 2.2 条、第 2.2.1.1 条、第 18.4 条及び GATT 1994 第 VI:4 条との As such 不整合を立証していないとするパネルの認定を支持する(上級委報告 7.7～7.12)

2. EU 当局が、原産国内における原材料価格が歪められているとして、構成価額におけるコスト計算上、代替価格として当該原材料の国際価格を適用したことが、応訴企業のコストの記録を採用しなかった点において、AD 協定第 2.2.1.1 条、第 2.2 条及び GATT 1994 第 VI:1(b)(ii)

---

<sup>10</sup> 米国-日本産日本製表面処理鋼板への AD 措置に対するサンセットレビュー上級委報告(WT/DS244/AB/R)162 を引用。

## 条に整合するか否か(パネル及び上級委)

### 2-1. アルゼンチンの主張

EU 当局が、原産国内における原材料価格が歪められているとして、構成価額におけるコスト計算上、代替価格として当該原材料の国際価格を適用したことが、応訴企業のコストの記録を採用しなかった点において、AD 協定第 2.2.1.1 条、第 2.2 条及び GATT 1994 第 VI:1(b)(ii) 条に不整合である(パネル報告 7.185)。

### 2-2. パネルの判断

#### (1) 判断基準

・AD 協定第 2.2.1.1 条第 1 文は、「2.2 の規定の適用上、コストについては、通常、調査の対象となる輸出者又は生産者が保有している記録に基づいて算定する。ただし、その記録が、輸出国において一般的に認められている会計原則に従ったものであり、かつ、検討の対象となる製品の生産及び販売に係るコストを合理的に反映していることを条件とする。」と定めている(パネル報告 7.226)(下線は筆者にて付加)。

・AD 協定第 2.2.1.1 条における「合理的に(reasonably)」という文言は明らかに名詞の cost ではなく動詞の reflect に係っている。従って、同条が認める、輸出者又は生産者の記録に基づいてコストを計算するという原則の 2 つ目の例外の要件は、当該記録が被調査製品の生産及び販売に関するコストを「合理的に反映していない」ことである。EU は、さらに「コストが合理的であること」が必要であると主張しているようであるが、当該輸出者又は生産者のコストが合理的であることは例外を認める理由とはならない(パネル報告 7.230 及び 7.231)。

・「合理的に反映していること」とは、輸出者又は生産者の記録上のコストが、許容できる範囲において、正確かつ信頼できる態様にて、当該個別の輸出者又は生産者が負担した被調査製品の実際のコストに対応していることを意味する(パネル報告 7.231 及び 7.247)。

・AD 協定第 2.2.1.1 条における 2 つ目の例外要件は、輸出者又は生産者の記録が AD 調査で要求される被調査製品のコストを十分に示していない場合を定めるものであり、例えば、減価償却費等のコストを適切に被調査製品に配賦する場合等が挙げられる(パネル報告 7.232)。

・生産コストは各被調査企業ごとに異なるものであり、個別に評価されるべきである(パネル報告 7.233)。従って、ある輸出者又は生産者のコストが他の企業のコストと異なることのみを理由に、当該コストの記録が「合理的に反映していない」とは言えない(パネル報告 7.235)

(2) 事実のあてはめ

・本件において EU 調査当局は、バイオディーゼルの主原料である大豆について、「大豆の国内価格がアルゼンチンの輸出税システムによる歪みによって、国際価格よりも作爲的に低いこと」を理由として大豆の実際の国内価格を不採用としている。これは、その輸出者又は生産者の記録が被調査製品のコストを合理的に反映していないことの理由にはならない(パネル報告 7. 248)。

(3) 結論

・EU 当局が、原産国内における原材料価格が歪められているとして、構成価額におけるコスト計算上、被調査企業の記録を採用せず代替価格として当該原材料の国際価格を適用したことは、AD 協定第 2. 2. 1. 1 条所定の例外が認められないのに応訴企業のコストの記録を採用しなかった点において、AD 協定第 2. 2. 1. 1 条に不整合である(パネル報告 7. 249)。

・AD 協定第 2. 2 条及び及び GATT 1994 第 VI:1 (b) (ii) 条との整合性に関するアルゼンチンの主張は、AD 協定第 2. 2. 1. 1 条に基づく主張の純粋な結果的な主張に過ぎないので、紛争の合理的解決の見地から、判断しない(パネル報告 7. 250)。

2-3. 上級委の判断

(1) 判断基準

・AD 協定第 2. 2. 1. 1 条は、調査対象の特定の輸出者又は生産者のコストを確定することを要求している(上級委報告 6. 17)。

・財務諸表に記録されている方法が、特定の AD 調査において定義される被調査製品の範囲に合致しているとは限らないので、会計原則(GAAP)に適合するコストの記録が被調査製品の生産及び販売に関するコストを合理的に反映していないケースはあり得る(上級委報告 6. 21)。

・AD 協定第 2. 2. 1. 1 条所定の 2 つ目の例外は、被調査製品の記録が、適切かつ十分に、被調査製品の生産及び販売に純粋な関連性を有するコストに対応し、又は当該コストを再現するものであるのか否かに関する条件である(上級委報告 6. 22 及び 6. 26)。

・AD 協定第 2. 2. 1. 1 条の「合理的に(“reasonably”)」の文言は cost ではなく reflect に係っているため、cost の合理性の有無は、例外を許容する追加の条件とはならない(上級委報告 6. 37)。

(2) 事実のあてはめ

・「大豆の国内価格がアルゼンチンの輸出税システムによる歪みによって、国際価格よりも作爲的に低いこと」は被調査企業の記録が被調査製品のコストを合理的に反映していないことの

理由にはならないというパネルの認定に同意する(上級委報告 6. 55)

(3) 結論

・EU 当局が構成価額におけるコスト計算上代替価格として当該原材料の国際価格を適用したことが AD 協定第 2. 2. 1. 1 条に不整合であるというパネルの結論を支持する(上級委報告 6. 57)。

3. 上記 2 の国際価格の適用が、原産国の生産コストを採用しなかった点において、AD 協定第 2. 2 条及び GATT 1994 第 VI:1(b) (ii) に整合するか否か(パネル及び上級委)

3-1. アルゼンチンの主張

上記 2 の国際価格の適用は、原産国の生産コストを採用しなかった点において、AD 協定第 2. 2 条及び GATT 1994 第 VI:1(b) (ii) にも不整合である(パネル報告 7. 251)。

3-2. パネルの判断

(1) 判断基準

・AD 協定第 2. 2 条及び GATT 1994 第 VI:1(b) (ii) の文言において「原産国における生産コスト」と言及されているので、調査当局が原産国における生産コストを認定する必要がある(パネル報告 7. 256)。

(2) 事実のあてはめ

・EU 調査当局が本件において代替価格として適用した国際価格は、原産国の生産コストではない(パネル報告 7. 257 及び 7. 258)。

(3) 結論

・上記 2 の国際価格の適用は、原産国の生産コストを採用しなかった点において、AD 協定第 2. 2 条及び GATT 1994 第 VI:1(b) (ii) にも不整合である(パネル報告 7. 260)。

3-3. 上級委の判断

(1) 判断基準

・AD 協定第 2. 2 条及び GATT 1994 第 VI:1(b) (ii) 所定の「原産国における生産コスト」という文言は、原産国において何かを生産するために支払われた、又は支払われるべき価格をいう

と理解される(上級委報告 6.69)。この「原産国における」の文言により、いずれの証拠が採用されるのかを問わず、原産国における生産コストが導かれなければならない。原産国外の情報及び証拠は、原産国における生産コストの決定に適することが確保されるように適応させなければならない(上級委報告 6.70)。

・AD 協定第 2.2.1.1 条は、特定の場合において原産国外の文書、情報及び証拠を用いることも禁止しておらず、原産国外の証拠に基づいて原産国内のコストを認定することを妨げない(上級委報告 6.71)。

#### (2) 事実のあてはめ

・EU は、本件の大豆の国際価格を、原産国であるアルゼンチンにおける生産コストの決定に適することが確保されるように適応させた旨の立証をしていない。当該国際価格が原産国の生産コストを反映していないというパネルの認定を支持する(上級委報告 6.81)。

#### (3) 結論

上記 2 の国際価格の適用が AD 協定第 2.2 条及び GATT 1994 第 VI:1 (b) (i) にも不整合であるというパネルの認定を支持する(上級委報告 6.82)。

### 4. 上記 2 の原材料の国際価格(FOB ベース)を用いて計算された正常価額と、実際の原材料の価格を反映する輸出価格を比較することの AD 協定第 2.4 条との整合性(パネル及び上級委)

#### 4-1. アルゼンチンの主張

上記 2 の原材料の国際価格(FOB ベース)を用いて計算された正常価額と、実際の原材料の価格を反映する輸出価格を比較することは、AD 協定第 2.4 条所定の「公平な比較」(fair comparison) に不整合である(パネル報告 7.277)。

#### 4-2. パネルの判断

##### (1) 判断基準及び事実のあてはめ

・AD 協定第 2.4 条は、正常価額と輸出価格の比較が公平であることを要求するものであり、輸出価格及び構成価額の基礎及び基本的な決定を規律するものではない。従って、AD 協定第 2.1 条、第 2.2 条(パネル報告 7.296)

・原材料の国際価格(FOB ベース)を用いて構成価額により計算された正常価額と、実際の原材料の価格を反映する輸出価格との差異(以下「本件差異」という。)は、歪んだ原材料コストの

修正という、主に AD 協定第 2.2 条の問題である方法的アプローチによって生ずる問題である(パネル報告 7.301)。

・本件差異は、AD 協定第 2.4 条に列挙された例とは異なり、比較される取引の性質の問題ではない。バイオディーゼルの価格に影響する方法的アプローチであるが、正常価額と輸出価格の比較可能性に影響を与えたものではない(パネル報告 7.302)。

・EC による中国産ファスナーに対する AD 措置(21.5 条)上級委報告(以下「ファスナー21.5 上級委報告」という。)(WT/DS397/AB/RW)5.207 において、調査当局は、AD 協定第 2.4 条に基づいて、歪んでいると認定された非市場経済産業のコストに巻き戻してしまうことになるコストの差異の調整をする必要はないと判断されている。この判断は、正常価額を決定するために適用される方法的アプローチから生ずる差異は、原則として、AD 協定第 2.4 条所定の価格比較可能性に影響を与える差異に該当しないという一般的な定理(general proposition)に附合する(パネル報告 7.304)。

## (2) 結論

アルゼンチンは、AD 協定第 2.4 条所定の「公平な比較」の不整合を立証していない(パネル報告 7.306)。

## 4-3. 上級委の判断

### (1) 判断基準及び事実のあてはめ

・ファスナー上級委報告の判断が、正常価額を決定するために適用される方法的アプローチから生ずる差異は、原則として、AD 協定第 2.4 条所定の価格比較可能性に影響を与える差異に該当しないという一般的な定理(general proposition)に附合するというパネルの判断には同意しない。ファスナー上級委報告に、パネルの言うような一般的な定理は含まれていない。ファスナー上級委報告の案件は、GATT 1994 第 VI 条第二 ad note 及び中国加盟議定書第 15 条(a)の文脈における代替国手法の適用に関するものであり、これらの規定は本件には関係ない。AD 協定第 2.4 条所定の「適切な考慮」(due allowance)の要否は、各案件の個別の事情に基づいて分析されなければならない。(上級委報告 6.87)。

### (2) 結論

・既に AD 協定第 2.2.1.1 条及び第 2.2 条の不整合というパネル判断を支持しているので、この問題の AD 協定第 2.4 条の側面について判断する必要はない(上級委報告 6.89)。

## 5. 構成価額における利益の計算において、本案件で 15%と定めたことの AD 協定第 2.2 条及び第 2.2.2 条(iii)との整合性(パネルのみ)

## 5-1. アルゼンチンの主張

EU 調査当局が構成価額における利益率として決定した 15%は、AD 協定第 2.2.2 条(iii)所定の「合理的な方法」(reasonable method)に基づいて決定されていないので、AD 協定第 2.2 条及び第 2.2.2 条(iii)に不整合である(パネル報告 7.329)。

## 5-2. パネルの認定

### (1) 判断基準

・AD 協定第 2.2.2 条(iii)は、構成価額の決定の基礎とできる条件として、①「その他合理的な方法」であることと、②利益額が、「他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する製品の販売に関して通常得る利益額を超えないこと」の 2 つを定めている(パネル報告 7.331)。

・AD 協定第 2.2.2 条(iii)における「方法」(method)とは、利益額の決定のための、調査当局が有する証拠の理由づけられた考慮を意味する。特定の決まった手続や方法を意味するものではない。「その他」(any other)」という文言があり、その他追加のガイダンスも AD 協定第 2.2.2 条(iii)に存在しないことも考えると、当該用語は、広範かつ非規定的なものと理解される(パネル報告 7.335)。

・AD 協定第 2.2.2 条(iii)における方法の合理性は、当該方法が、被調査産品が通常の商取引において販売されていたならば得られていたであろう利益率に近似するよう合理的に向けられているか否かによって決せられる(パネル報告 7.337 及び 7.338)。

### (2) 事実のあてはめ

・EU 調査当局は、本件において、アルゼンチンにおける短中期借入利率 14%に基づいて、それ以上の利益率を通常は期待するものだとして 15%を認定している。さらに、EU 調査当局は、アルゼンチンのバイオディーゼルの実際の利益率が 25%超であることを認定している。これは、合理的な分析であるといえる(パネル報告 7.343～7.349)。

### (3) 結論

アルゼンチンは、EU 調査当局が構成価額における利益率を 15%と定めたことが AD 協定第 2.2 条及び第 2.2.2 条(iii)に不整合であることを、立証していない。

## 6. AD 協定第 2 条に不整合の方式にて計算された AD 税を課すことの AD 協定第 9.3 条及び GATT 第 VI:2 条との整合性(パネル及び上級委)

## 6-1. アルゼンチンの主張

EU 調査当局による AD 税の計算は AD 協定第 2 条に不整合であるので、ダンピングマージン以上の AD 税を課したことになり、AD 協定第 9.3 条及び GATT 第 VI:2 条に不整合である(パネル報告 7.352)。

## 6-2. パネルの認定

### (1) 判断基準

・AD 協定第 9.3 条の文言において、AD 税の上限は、「AD 協定第 2 条に基づいて決定されるダンピングマージン」と定められている(パネル報告 7.360)。

・米国—ゼロイング(EC)上級委報告(WT/DS294/AB/R)127 は、「AD 協定第 9.3 条及び GATT 第 VI:2 条において、査定された AD 税は産品全体に対して決定されたダンピングマージン、すなわち AD 協定第 2 条に基づいて決定されたマージンを超えてはならない旨定めている」と判断している(パネル報告 7.361)。

・GATT 第 VI:2 条において、「その産品に関するダンピングマージンをこえない金額のダンピング防止税を課することができる」と定めており、ダンピングマージンとは、ダンピングの限度とは、第 V:1 条の規定に従って決定される価格差をいうと定義されている。従って、AD 協定第 9.3 条に関する本件の議論は、GATT 第 VI:2 条にも準用される(パネル報告 7.366)。

### (2) 事実のあてはめ

・本件における AD 税の計算は AD 協定第 2.2.1.1 条及び第 2.2 条に不整合である(パネル報告 7.364)。

・AD 協定第 2 条に整合していれば適用されていたであろう AD 税率は、本件で適用された AD 税率よりも低いと認められる(パネル報告 7.365)。

### (3) 結論

EU 調査当局による本件の AD 税の適用は AD 協定第 9.3 条及び GATT 第 VI:2 条にも不整合である(パネル報告 7.367)。

## 6-3. 上級委の認定

### (1) 判断基準及び事実のあてはめ

・米国—ゼロイング(EC)上級委報告(WT/DS294/AB/R)127 のみならず、米国—ゼロイング(日本)上級委報告(WT/DS322/AB/R)162 も AD 協定第 9.3 条に基づく AD 税は、「AD 協定第 2 条に基づいて決定されたマージンを超えてはならない」と判断している(上級委報告 6.99 及び 6.100)。従

って、パネルの上級委報告に関する理解は正しい(上級委報告 6. 101)。

・パネルが本件調査の仮決定に基づいて、AD 協定第 2 条に整合していれば適用されていたであろう AD 税率が本件で適用された AD 税率よりも低いと認定したことは適切であった(上級委 6. 110)。

## (2) 結論

EU 調査当局による本件の AD 税の適用が AD 協定第 9. 3 条及び GATT 第 VI:2 条にも不整合であるとするパネルの判断を支持する。

## 7. 損害認定に関して、応訴企業が信頼性を争っているにもかかわらず国内産業が提出し、何度も修正した生産能力のデータを、十分に確認せずに採用したことの AD 協定第 3. 1 条及び第 3. 4 条との整合性(パネルのみ)

### 7-1. アルゼンチンの主張

損害認定に関して、応訴企業が信頼性を争っているにもかかわらず国内産業が提出し、何度も修正し、最終的に余剰生産能力を控除したた生産能力のデータを、十分に確認せずに採用したことは、AD 協定第 3. 1 条及び第 3. 4 条に不整合である(パネル報告 7. 368)。

### 7-2. パネルの判断

#### (1) 判断基準

・AD 協定第 3. 1 条所定の当局が「積極的な証拠」(positive evidence)に基づいて客観的な分析(objective examination)をする義務として、EU 当局における生産能力の評価は、偏見なく、かつ、客観的な当局(unbiased and objective authority)が、修正されたデータの正確性及び信頼性の確認において特段の注意(particular care)を払ったものでなければならない(パネル報告 7. 398～7. 400)。

・EU 調査当局が特段の注意を払ったか否かの分析において、パネルの考慮は、調査時における調査当局の記録所定の証拠のみに限定される(パネル報告 7. 408)。

・応訴企業が信頼性を争っているデータを十分に確認せずに採用した点において AD 協定第 3. 1 条及び第 3. 4 条との不整合を認定しているのに、余剰生産能力を控除した生産能力に基づいて損害を認定できるか否かという論点は、判断しない(パネル報告 7. 395)。

(2) 事実のあてはめ

・本件の生産能力のデータの信頼性は、調査当所から争われていた(パネル報告 7.402)。本件の生産能力のデータは、ウェブサイトに公開されている情報と異なる(パネル報告 7.403)。応訴企業は本件の生産能力のデータの正確性を調査中に何度も争っていた(パネル報告 7.404)。従って、EU 調査当局は、本件の生産能力の正確性及び信頼性について、特段の注意を払うべきであった(パネル報告 7.405)。

・EU は、本件の生産能力の正確性及び信頼性について特段の注意を払った旨の十分な立証をしていない(パネル報告 7.411)。

(3) 結論

・本件の損害認定に関して、応訴企業が信頼性を争っているにもかかわらず国内産業が提出し、何度も修正した生産能力のデータを、EU 調査当局が十分に確認せずに採用したことは、AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条に不整合である(パネル報告 7.415)。

**8. EU 当局の本案件における損害の非帰責要因の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条の整合性(パネル及び上級委)**

8-1. アルゼンチンの主張

本件の損害は、国内産業の生産過剰、国内産業による被調査製品の輸入、国内産業の垂直的統合及び原材料へのアクセス不足、並びに一部の EU 加盟国における二重計算制度という非帰責要因によるものであり、EU 調査当局による損害の非帰責要因の分析は AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条に不整合である(パネル報告 7.432)。また、上記 7. の AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条に不整合な生産能力に基づいている点において、因果関係の分析は AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条に不整合である(上級委報告 6.114)。

8-2. パネル報告の判断

(1) 判断基準及び事実認定

・EU 調査当局は、生産稼働率が調査期間において継続的に低いことを認定しているところ、当該認定は仮決定及び最終決定で変わりなく、AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条不整合が認定された本件の生産能力に関するデータ(仮決定後に修正されたデータ)の如何に依拠した認定ではなかったといえる(パネル報告 7.463~7.466)。従って、本件の生産能力に関するデータの採用は AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条に不整合なれど、損害の非帰責要因に関する EU 調査当局の認

定は AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条に不整合ではない(パネル報告 7.466)。

- ・国内産業による被調査製品の輸入を損害分析において国内産業のシェアとみなすことを要求する AD 協定上の規律は存在しない(パネル報告 7.488)。

- ・バイオディーゼルのブレンド基準の計算に関して廃油等を原料とする第 2 世代バイオディーゼルを 2 重に計算する EU の二重計算制度について、応訴企業は本件の調査時にその損害への影響に関する証拠を提出していないので、EU 調査当局はこの問題を非帰責要因としてより深く検討する義務を負っていなかった(パネル報告 7.507)。

- ・AD 協定第 3.5 条所定のその他の要因とは、国内産業の発展(development)に関するものであり、国内産業において変化しなかった(unchanged)要因は含まれない。従って、EU 調査当局は、垂直的統合及び原材料のアクセスの有無に関する、変化しなかった EU 国内の産業構造とアルゼンチンの産業構造の比較までする必要はない(パネル報告 7.522)。

## (2) 結論

アルゼンチンは、EU 当局の本案件における損害の非帰責要因の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条の不整合を、立証していない(パネル報告 7.527)。

## 8-3. 上級委の判断

### (1) 判断基準及び事実認定

- ・(パネル報告の事実認定を支持)(上級委報告 6.127~6.146)

### (2) 結論

アルゼンチンが損害の非帰責要因の分析の AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条の不整合を立証していないというパネルの判断を支持する(上級委報告 6.148)。

## 第6 評釈

### 1. 調査当局が被調査企業のコスト計算を否認できる余地の範囲

本件では構成価額に基づいて正常価額が計算されたところ<sup>11</sup>、構成価額の構成要素である大豆の実際の調達価格について、その国内市場が歪んでいることを理由に否認することができるのかという点が、本件で新しく判断された主な論点であると言える。

パネル報告及び上級委報告のいずれも、AD 協定第 2.2.1.1 条の合理的に (reasonably) という文言が副詞であり動詞の「反映する」 (reflect) を修飾していることを主な理由として、実際の生産コストを否認できる場合とは、当該コストが「記録を合理的に反映していない」場合であって、「コストが合理的でない」場合ではないと判断している。このロジックによれば、AD 調査当局は、生産コストの調達市場の相場がどれだけ歪んでいたとしても、被調査企業の記録を合理的に反映した価格である限り、調査当局は実際の調達価格を採用しなければならないことになる。例えば、ある被調査企業 A 社が国有電力会社から市場価格を無視した優遇価格で電力の供給を受けていると仮定した場合<sup>12</sup>において、調査当局は優遇価格をそのまま生産コストとして採用しなければならないと解釈される。従って、本件のパネル及び上級委の判断により、国内市場に対する国家の影響力が大きい等の事情によって国内市場が歪んでいると認められることが多い国に対する AD 調査において、調査当局の裁量が大幅に制限されることが明確になったと位置づけられる。

なお、そもそも IT 化の進んだ現代において、少なくとも大企業は、会計情報を SAP 等のシステムでほぼ完全にペーパーレスで電子的に管理しており、コスト配賦の問題は、システム管理されているコスト情報をどのような方法でソートして画面に表示し、プリントアウトするのかわという問題に過ぎない。その場合において、AD 協定第 2.2.1.1 条の「記録」をどのように理解するのか、書面での継続的な記録が必要であるのかという点が実務的に疑問の残るところである。

---

<sup>11</sup>調査産品であるバイオディーゼルの国内市場が歪んでおり、被調査産品の国内販売は通常の商取引に該当しないという理由で構成価額に基づいて正常価額が計算されている。この点は本件で争われていない。

<sup>12</sup> 本件とは関係のない非市場経済国に関する議論を省略するため、A 社は市場経済国に属するとする。

## 2. 生産コスト構造の違いを AD 協定第 2.4 条の「公平な比較」として判断する必要性の有無

本件のパネルは、構成価額を構成するコストの内容と輸出価格に反映されているコストの内容が異なる場合において、取引の性質の問題による差異ではなく構成価額の計算上生ずる方法的な問題によって生ずる差異に過ぎないので、AD 協定第 2.4 条の「公平な比較」の義務との整合性は問題にならないと判断している。これに対して上級委はパネル報告の判断基準を否定しつつ、AD 協定第 2.4 条との整合性については判断を避けた。従って、生産コスト構造の違いが AD 協定第 2.4 条との整合性の問題となり得るのかという点は、今後の先例の蓄積を待つ必要があると思われる。

## 3. 損害及び因果関係の認定に関して、根拠となるデータの一部の採用が AD 協定違反となる場合において、なお損害及び因果関係の認定結果自体は AD 協定違反とならないときの判断基準

本件においては、損害及び因果関係の認定の基礎となる一部のデータ(生産能力)の採用について AD 協定第 3.1 条及び第 3.4 条の不整合が認められたものの、全体として損害及び因果関係の存在がなお認められるとして、損害及び因果関係の認定における AD 協定の不整合は認められなかった。従って、パネルの申立国が損害及び因果関係について争う場合には、根拠となるデータ等の採否について争うだけでなく、当該データに損害及び因果関係の結論自体が依拠していることまで争って立証しなければ、AD 協定第 3.1 条及び第 3.5 条を争う実質的な意味が無い<sup>13</sup>ということになる。

以上

---

<sup>13</sup> 本件において、EU 調査当局は、生産能力データを応訴企業側の主張するように修正するか、別途再検討するだけで履行として十分となり、損害及び因果関係の存在という結論を再検討する必要はないからである。